

今月のテーマ

## 事業承継税制における遺留分に関する民法の特例

先代経営者が、生前贈与や遺言によって後継者に自社株式・事業用資産を集中させ、会社や個人事業の経営を承継させようとしても、相続人には原則として「遺留分」があるのでうまくいかない場合があります。

推定相続人が複数いる場合、後継者に自社株式・事業用資産を集中させて継承させようとしても、遺留分を侵害された相続人から遺留分侵害額に相当する金額の支払いを求められた結果（令和元年6月30日までの遺留分減殺請求のときは遺留分に相当する財産の返還を求められた結果）、自社株式・事業用資産を処分せざるを得なくなりそれらが分散してしまうなど、事業承継にとって大きなマイナスとなる場合があります。

このような遺留分の問題に対処するため、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（経営承継円滑化法）第二章に、「遺留分に関する民法の特例」の規定がありますので、確認してみましょう。

「遺留分に関する民法の特例」は、後継者を含めた先代経営者の推定相続人全員の合意の上で、先代経営者から後継者に贈与された自社株式・事業用資産について「除外合意」でき、また、先代経営者から後継者に贈与された自社株式について「固定合意」できる制度です。自社株式の場合、除外合意と固定合意の両方を組み合わせることも可能です。

### ・除外合意

先代経営者から後継者に贈与された自社株式・事業用資産について、遺留分算定のための基礎財産から除外することができます。このため、後継者が先代経営者から贈与等によって取得した自社株式・事業用資産の価額について、他の相続人は遺留分の主張ができなくなるので、相続紛争のリスクを抑えつつ、後継者に対して集中的に承継させることができます。

### ・固定合意（自社株式の贈与のみ利用可能）

先代経営者から後継者に贈与された自社株式について、遺留分算定のための基礎財産に算入する価額を合意時の時価に固定することができます。このため、自社株式の価額が上昇しても遺留分の額に影響しないことから、後継者の経営努力により株式価値が増加しても、相続時に想定外の遺留分の主張を受けることが亡くなります。

また、自社株式・事業用資産以外の財産について、遺留分の算定に係る合意、先代経営者と推定相続人間の衡平を図るための措置に係る合意（付随合意）があります。

なお、上記の合意をした日から1ヶ月以内に「遺留分に関する民法の特例に係る確認申請書」に必要書類を添付して経済産業大臣へ申請する必要があり、経済産業大臣の「確認書」の交付を受けた後継者は、確認を受けた日から1ヶ月以内に家庭裁判所に「申立書」に必要書類を添付して申立てをし、家庭裁判所の「許可」を受ける必要があります。